

令和5年度ドライバー等安全教育訓練受講助成事業要領

令和5年4月1日
公益社団法人福島県トラック協会

1 助成の目的

この助成金は、ドライバー等の安全教育訓練の受講を促進することによって、公益社団法人福島県トラック協会(以下「協会」という。)の普通会员及び賛助会員(以下「会員」という。)が行う運転者の安全意識向上及び運転者の運転技能向上に役立てることを目的とする。

2 助成対象者

(1) 会員で、会費の未納が無いもの(ただし、新規普通会员の場合は、入会后6カ月以上経過し、会費の未納が無いもの)。

3 助成の対象となる研修

次の(1)～(4)の条件を満たす研修とする。

- (1) 協会ホームページに掲載してある「研修一覧」に記載されているもの。
- (2) 県内事業所に勤務するドライバー又は安全運転管理者が受講するもので、ドライバーにあたっては「貨物実技コース」に限る。
- (3) 安全教育訓練施設に対し、会員が受講料を直接負担したもの。
- (4) 令和5年4月1日(ただし、新規会員の場合は入会日)から令和6年2月29日までに受講したもの。

4 助成件数

1 会員あたり10件を上限とする。

5 助成金額

- (1) 特別研修は、研修受講料の7割とする。ただしGマーク認定事業所は、研修受講料の全額とする。
- (2) 一般研修は研修受講料の全額とする。

6 申請期間

令和5年4月1日から令和6年2月29日。ただし、予算額に達した場合、その時点で終了とする。

7 予算額 2,000,000円

8 助成金の申請手続

別紙「利用上のご注意」「手続きの流れ(フロー)」「手続きの流れ(図)」のとおり。

利用上のご注意 (福島県トラック協会)

1. 助成額

特別研修の場合は、別表 1 に定める額となります。
一般研修の場合は、**全額助成**となります。

2. 交付に係る要件

助成金の交付を受けられるのは、**福島県トラック協会**の会員事業者が、全ト協が指定する研修施設に、自社のトラックドライバー又は安全運転管理者等を派遣し、所定の研修を受講させた場合に限られます。

※上記に該当する場合であっても、**福島県トラック協会**の予算の制約や、研修ごとの定員の制約により、助成金の交付を受けられないことがあります。**福島県トラック協会**及び研修施設にそれぞれご確認ください。

3. 研修受講料の支払い

研修受講料は、受講開始日の 7 日前までに、各研修施設にお支払ください。

4. 研修受講後の提出書類

研修受講後の提出書類は、研修受講後 7 日以内に、**福島県トラック協会**にご提出ください。

5. 申込みの取下げ

予約した研修の申込みを取り下げる際は、**福島県トラック協会**及び研修施設にそれぞれご連絡ください。

なお、キャンセル料に関する条件（発生時期・金額等）は、各施設への申込時の合意内容によって異なりますので、予めご了承ください。また、キャンセル料について助成金の交付を受けることはできません。

6. 助成金の交付が受けられない場合

次のいずれかに該当する場合は、助成金の交付が受けられない（費用全額が自己負担となる）ことがありますので、ご注意ください。

- ① 正当な理由なく所定の研修を修了しなかった場合。
- ② 上記 4. の期日を過ぎても、研修終了後の必要書類を**福島県トラック協会**に提出しなかった場合。
- ③ その他研修又は手続において不適切な行為等があった場合。

7. お問い合わせ先

助成制度については**福島県トラック協会**に、研修の内容については研修施設にそれぞれお問い合わせください。

手続きの流れ（フロー）

※下記は標準的な手続きの流れを示したのですが、申請先の協会・研修施設によっては、手続きの内容が若干異なる場合があります。その場合は、申請先の指示に従っていただくようお願いいたします。

① 都道府県トラック協会への事前確認



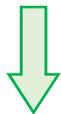
研修施設への予約の前に、ご所属の都道府県トラック協会にお問い合わせの上、助成金交付の可否・人数等についてご確認ください。
(※予算の残額によっては、助成金の交付が受けられない場合があります。)

② 研修施設への研修予約申込み



研修施設に日程等をお問い合わせの上、**研修の予約**を行ってください。
研修施設から提出書類や手続きにつき指示があった場合は、それに従ってください。
また、受講開始日の7日前までに、受講料を納入してください。

③ 都道府県トラック協会への助成金交付申込み



上記2の研修の予約とは別個に、「助成申込書」（様式1）により、ご所属の都道府県トラック協会に**助成金の交付**をお申し込みください。
(※都道府県トラック協会は、研修施設に「助成申込書」を参考として転送します)

④ 研修受講



研修の全カリキュラムを修了してください。

⑤ 都道府県トラック協会への報告書等の提出



ご所属の都道府県トラック協会に、研修終了後7日間以内に、実施報告書（様式2）及び添付書類（修了証、領収書等）をご提出ください。
(※研修施設で記入したアンケートがある場合、これを参加報告書（様式3）に代えることができます)

⑥ 都道府県トラック協会から助成金交付

手続きの流れ (図)

